

# 長野県の「信州健康ゼロエネ住宅」の普及と 県産木材活用を【フラット35】は応援します！

【フラット35】**地域連携型**(地域産材使用) と 【フラット35】**S(ZEH)**

を併せてご利用の場合

【フラット35】の借入金利から最大限引下げ

## 当初**10**年間 **年0.5%**引下げ

【フラット35】S(ZEH)なら

【フラット35】の借入金利から



【フラット35】地域連携型地域産材使用なら

【フラット35】の借入金利から



【試算】

【フラット35】の借入金利から



総返済額 約3,897万円

【フラット35】との総返済額の差  
約▲149万円

【試算前提】

借入金額 3,000万円 借入期間 35年 試算金利 年1.8%  
元利均等返済 ボーナス返済なし

【金利引下げなしの場合】

毎月の返済額(35年間) 約9.7万円 総返済額 約4,046万円

## 【フラット35】地域連携型(地域産材使用) について

- 【フラット35】地域連携型とは 地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。ご利用にあたり長野県から【フラット35】地域連携型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。

地方公共団体

補助金の交付などマイホーム  
取得者に対する財政的支援

連携



住宅金融支援機構

【フラット35】の金利引下げ

信州健康ゼロエネ住宅助  
成金詳しい情報はこちら

長野県における連携事業

**信州健康ゼロエネ住宅助成金 《県内全域対象》**

- 補助金額 基本額50万円～最大200万円(加算項目による)



【フラット35】S(ZEH)の内容は裏面をご覧ください

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

www.flat35.com



0120-0860-35

通話  
無料

土日営業しています(祝日、年末年始を除く)。  
営業時間 9:00 ~ 17:00



住まいのしあわせを、とむにつくる。  
住宅金融支援機構

# 長野県内における【フラット35】S(ZEH)の対象となる住宅の基準

区分	断熱等性能	一次エネルギー消費量（対省エネ基準）		<適用条件>
		再エネ除く	再エネ含む※1	
『ZEH』	強化外皮基準 (断熱等性能 等級5相当)		▲100%以上	-
Nearly ZEH		▲20%以上	▲75%以上▲100%未満	寒冷地、低日射地域、多雪地域
ZEH Oriented			(再エネの導入は必要ない)	都市部狭小地、多雪地域

※1 再エネとは太陽光発電等の「再生可能エネルギー」をいいます。

## <断熱等性能および一次エネルギー消費量の基準の確認書類>

区分	基準の確認書類		備考
	断熱等性能	一次エネルギー消費量	
『ZEH』	BELS評価書	BELS評価書	*BELS評価の基準、手続等については、登録住宅性能評価機関のうちBELS評価業務を行っている機関にお問い合わせください。
Nearly ZEH			
ZEH Oriented	設計内容説明書、 計算書等※2	設計内容説明書、一次エネルギー消費量計算プログラムの 帳票等※2	*Nearly ZEHおよびZEH Orientedは適用条件を適合証明検査で確認します。

※2 BELS評価書による確認も可能です。

詳しくはお手続き予定の適合証明機関にお問い合わせください。

なお、2023年4月から新築住宅で【フラット35】をご利用になる場合は、省エネ基準に適合した住宅のみ対象となります。

## 【フラット35】地域連携型と長期優良住宅の組み合わせでも最大限金利引下げ

【フラット35】の借入金利から

当初10年間 年▲0.5% | 11年目以降

**【フラット35】地域連携型と長期優良住宅※1  
（【フラット35】維持保全部型）を併せてご利用の場合**

【フラット35】の借入金利から  
当初10年間 年0.5%引下げ

※1  
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により長期優良住宅建築等計画が認定された住宅

【フラット35】の借入金利から

当初5年間 年▲0.5% | 6~10年目 年▲0.25% | 11年目以降

**長期優良住宅の場合、【フラット35】維持保全部型と  
【フラット35】S金利Aプランを併せてご利用に※2**

【フラット35】の借入金利から  
当初5年間 年0.5%引下げ  
6~10年目 年0.25%引下げ

※2  
脱炭素社会の実現に向けた取組である長期優良住宅は維持保全部型と金利Aプランの基準の両方を満たします。

**【フラット35】地域連携型**

詳細はこちら→

**【フラット35】S(ZEH)**

詳細はこちら→

●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。●【フラット35】には、買取型と保証型の2種類がありますが、本資料では買取型について記載しています。●【フラット35】S、【フラット35】維持保全部型および【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。●補助事業等の要件以外に、【フラット35】地域連携型固有の要件がある場合があります。機構HPに掲載している【フラット35】地域連携型利用申請書により内容を確認してください。●土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内で新築住宅を建設または購入する場合、【フラット35】Sはご利用いただけません。●【フラット35】は、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。